

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011  
『人間の尊厳と人権についてのケースブック』1

ケーススタディー1-26：国家が救急医療を提供する義務

翻訳 西垣悦代

HSさんは、7月8日の午後7時45分頃に列車から転落した。その結果彼は重症の頭部損傷と頭蓋内出血を負った。彼は地域のプライマリーヘルスセンターへ搬送された。そこには必要な治療設備がないため、センターの担当医務官はよりよい治療のため最寄りの病院に紹介した。

HSさんは7月8日の午後11時45分に病院に搬送された。当該病院の救急担当医務官は、彼を診察し頭蓋骨のX線写真を2枚撮影した後、さらなる治療のための即時入院を勧めた。しかし、当該病院の救急外科病棟および一般外科病棟はいずれも満床で空きベッドがなかったため、彼は入院できなかった。

彼はその後7月9日の午前12時20分頃別の病院に搬送されたが、そこでも満床ため入院とならなかった。そして7月9日の午前1時頃、彼はまた別の病院に搬送された。その病院には耳鼻咽喉科救急および神経救急部門がなかったため、彼は受け入れられなかった。7月9日の午前2時頃、彼はさらに別の病院に搬送されたが、満床を理由にそこでも受け入れられなかった。7月9日の午前8時頃、彼は神経学研究所に搬送された。その私立病院で支払いを済ませたのち、CTスキャンによる検査を受けた結果、医師たちは前頭部の出血を認め、当該の研究所では対応できない緊急の症例であると結論づけた。7月9日の午前10時頃、患者はまた別の病院に搬送されたが、その病院には神経外科の設備がないとの理由で受け入れられなかった。

最後に、彼は私立病院に搬送され、そこで入院患者として7月9日から7月22日まで治療を受けた。

上述の（諸）病院がHSに対する治療を拒否し別の病院に紹介したことは正しいといえただろうか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とと

ものに定めなさい。

**YES** 前述の病院のほとんどは、**HS** に対して初期治療は実施している。しかしこのケースのような複雑な状況に対応できる設備や医療サービスを持っていなかったため、彼に対して十分な治療を提供できなかった。このような容体に対応できる施設に **HS** を紹介する方がよかったといえる。

**NO** 緊急のケースで治療を拒むことは、その人の生きる権利および尊厳を持って生きる権利を実際に剥奪することになる。

## 本ケースについてのノート

### 判決

本事例はその国の最高裁判所で審議され、その間に州政府はこの一連の出来事を審査するための諮問委員会を立ち上げた。委員会はこのような出来事の将来の再発を抑制し、切実なニーズのある患者に対して直ちに医学的処置と治療を確保するための改善策を答申した。

裁判所は、憲法では州レベルだけではなく国家レベルでの社会保障制度の確立を認識していると判断した。社会福祉国家では、政府の第一義的な義務は人々の福祉を保障することである。人々に適切な医療設備を提供することは、社会福祉国家の政府によって保証されるべき義務の最重要部分である。

政府は必要としている人々に対して医療的ケアを提供する病院やヘルスセンターを運営することによってこの義務を果たす。憲法は国に対し、あらゆる人の生命に対する権利を保護する義務を負わせている。人の生命の保護がもっとも重要なのである。国によって経営される公立病院とそこに雇用されている医務官は、人の生命を維持するための医療的支援を果たす義務を負っている。一部の公立病院がそのような治療を必要としている人に対して、適時的な医学的治療を提供することに失敗したのは、憲法で保障されている人の生命に対する権利の侵害に当たる。本ケースでは、憲法で保障されている **HS** の上述の権利は、その時の症状が深刻で、直ちに医療的関心に向けられる必要があるにもかかわらず、数々の公立病院で治療を拒否されたことによって侵害された。

たしかにこれらの設備を提供するには経済的な資源が必要である。しかし同時に国民に対して適切な医療サービスを提供するのは国家の責務であることも無視できない。この目的のために必要なことは何であれ、実施されなければならない。貧しい人に対する無料の法的支援を提供する憲法上の義務の文脈で、政府は財政的制約を理由に憲法上の義務を回避

することはできないと裁判所は判決を下した。

## ディスカッション 救急の医療ケアを提供する国家の義務

市民に質の高い医療サービスを提供するよう努め、その地域のヘルスケアを向上させることを願う国家は、倫理的な原則を受容する義務を有し、病気の人々の尊厳を保護し、強化するように行動すべきである。

しかし、資源の不足から、国は常にすべての人に質の高い医療を提供する能力を有しているとは限らない。社会の個々の成員がヘルスケアのサービスを受ける道徳的権利（個人の尊厳の一部として、そしてこの権利が存在する限り）と、社会がそれを提供する能力のギャップは、多くの国にとって対処しなければならない問題である。

ふさわしい解決法は道徳と法的権利を区別し、その後その経済的帰結を決定することであろう。ひとつの立場は、ヘルスケアの権利は、財産権を上回るものではないというもので、それゆえ、国はすべての人に医療サービスを提供するために、裕福な人々に課税することはできないというものだ。また別の立場は、ヘルスケアの権利はその他の多くの権利を可能にする基本的権利であるから、持っている人からお金を取って、すべての人に質の高い医療サービスを提供することは倫理的なことである、とみなす。

別の問題は、国家が限られた質の医療サービスしか提供できていない一方で、私立の施設がよりよい医療サービスを提供しているという状況に関連している。いくつかの国では、すべての住民が同じ質の医療サービスを受ける資格を持っており、たとえある人がお金を持っていても、よりよいヘルスケアを受けることができない。他の国々では、医療サービスの提供は限定的であり、個人は自由によりよいサービスをよそに求めることができる。さらに別の立場は、個人はその能力に応じて自身のレベルに合う医療サービスを買求め、国家は貧しい人に対してのみ、医療サービスを提供している。

しかしながら、国と医療機関が適切な治療を提供する責務は、患者が適切な治療を受け続ける権利の上に加えられるものである。それゆえ、集中治療室のような設備があり、収容人数いっぱい、現在いる患者を害することなくそれ以上ベッドを追加することが不可能な状況のとき、「新たな」患者に対する倫理的責務は、現在の患者に対して適切な治療を提供する責務と衝突する。この2つの権利の均衡は、難しいジレンマをつくりだす。

これらすべてを超えて、すべての人々に対する適切な治療を可能にする資源を増やす努力

がなされなくてはならない。